

学校いじめ防止基本方針

鹿児島高等特別支援学校
生徒指導部

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念（「鹿児島県いじめ防止基本方針」より）

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、生徒は学校生活におけるさまざまな人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめ問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
- 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

注1 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

注2 「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

注3 「心理的な攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを意味する。

注4 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなども含む。

注5 1対1での対等な関係の下での「けんか」「じゃれあい」等は除かれるが、個々の事案を捉える際には、単純な簡略化は厳に慎み、人間関係を正確に把握する必要がある。

具体的ないじめの態様 (例)

(「鹿児島県いじめ防止基本方針」より)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、たたかれたりする
 - ・ たたかれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣類を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

本来、いじめかじめでないかは、人によって感じ方、とらえ方がさまざまであり、判断が非常に難しいものもある。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、適切に対応することである。

3 いじめに対する基本的認識

- (1) 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、親身になって指導を行う。
- (3) いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であることを念頭に置く。

4 いじめ解消の要件

- (1) いじめに関わる行為の解消。(心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続していること)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

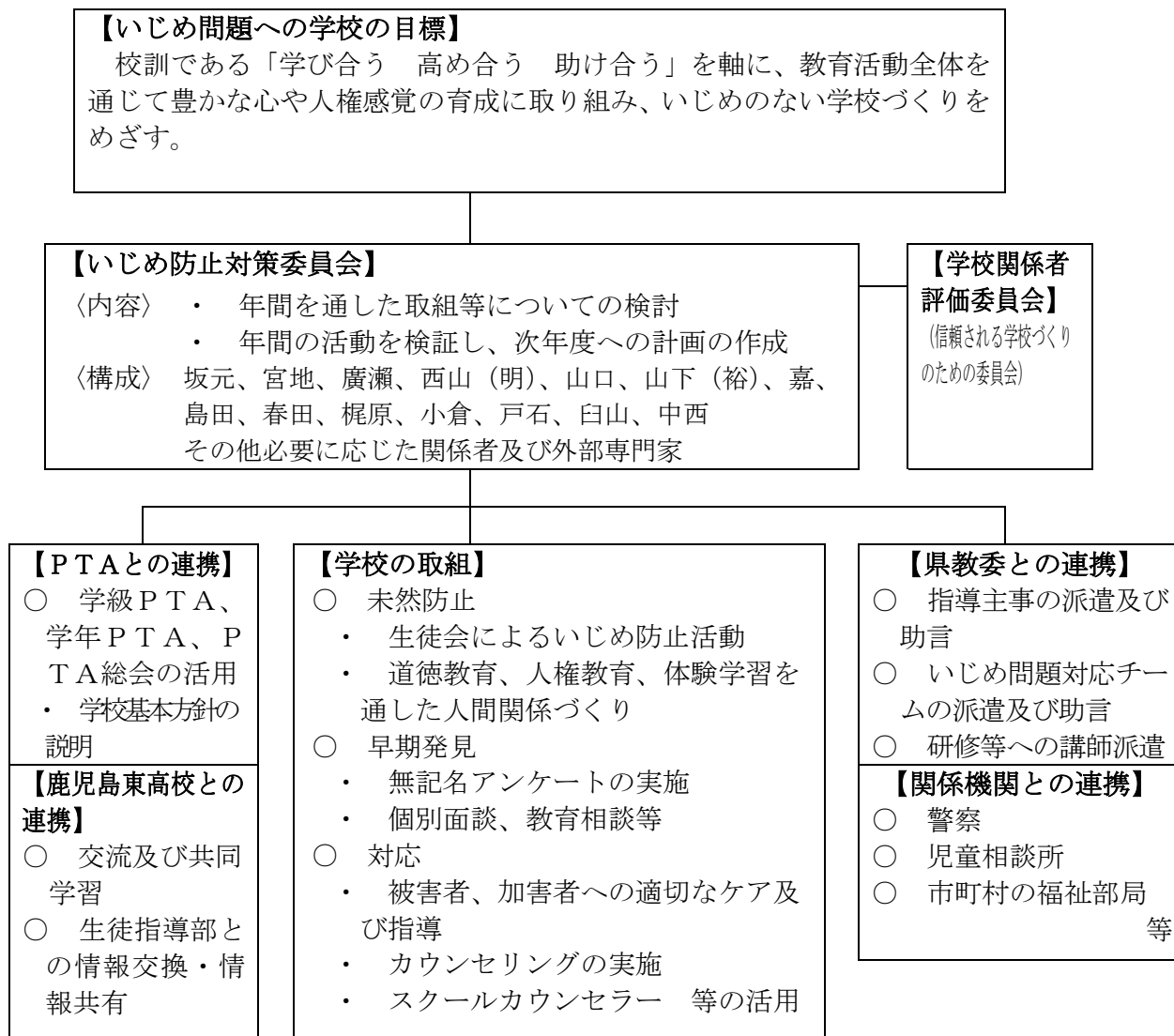
5 学校いじめ防止基本方針（組織表）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



6 学校いじめ防止基本方針（校内体制及び具体的な対応）

校 長		
教 頭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、全教職員の理解を図る。 ○ 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的指導技術を身に付ける体制をつくる。 ○ いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。 ○ PTAや相談・関係機関との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。 	
い じ め 防 止 対 策 委 員 会	学級・教科担任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識で、生徒の日々の生活に目を配る。 ○ 授業中に言葉を掛けたり、休み時間に一緒に遊んだり、昼食を一緒にとったりなど、可能な限り生徒と積極的に触れ合うようにする。 ○ いじめが発生したり、いじめのサインを捉えたりした場合は、他の教職員との連携を図る。 ○ 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんなささいなことでも誠意をもって対応する。
	学年会	<ul style="list-style-type: none"> ○ どの学級にもいじめはあり得るという認識をもって、学年内のいじめの把握に努める。 ○ 学年会等でいじめの情報を共有し、担任を中心に学年全体で問題解決に当たる姿勢を示す。 ○ 学年内のいじめについて、生徒指導部や校長・教頭に報告する。また、他学年との連携を図る。 ○ 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。
	生徒指導部 <small>（生活指導）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学年の生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任の精神的支えになるように努める。 ○ 学年会、職員会議などの場で、その解決策についてリーダーシップを発揮する。 ○ 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。 ○ 学校、家庭、地域一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。
	保健室 <small>（教育相談係）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級担任が気づきにくい生徒の様々な問題把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。 ○ 訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、信頼され、安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。 ○ 把握したいじめの情報を担任や生徒指導部、校長、教頭に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。 ○ 担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして、問題の解決に努める。 <p style="text-align: center;">（留意事項）保健室へ傷・けがなどの治療に来た際は、原因を確実に把握する。一部の生徒に多いようであれば、いじめの可能性を考えるようにする。</p>
	寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめが発生したり、いじめのサインを捉えたりした場合は、担任や関係職員との連携を図る。 ○ 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんなささいなことでも誠意をもって対応する。

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われたときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

（いじめ防止対策推進法第23条第1項）

“決して一人で問題等を抱え込まない”

7 いじめの防止等への具体的な取組

- (1) 定期的に「いじめ問題を考える週間」を設定し、全校朝会・学年朝会・LHR等を通して、よりよい人間関係について考える場面を設定する。
(令和7年度いじめ問題を考える週間：5月7日～9日、9月29日～10月3日)
- (2) いじめについて継続的に調査を行い、教育相談を行って生徒の悩み等を把握する。
- (3) 生徒が気軽に相談できる教育相談体制を整え、早期対応を行う。

月	学校行事等	考えられる人権の視点
4月	対面式→一日遠足の中で実施(本校のみ)	仲間づくり
	一日遠足	仲間づくり
5月	地震避難訓練	いのちと人権
	いじめ問題を考える週間	仲間づくり、いのちと人権
	いじめ問題を考える取組(統一LHR)	仲間づくり
	生徒総会	子どもの権利条約
6月	校内実習・産業現場等における実習	進路保障(仕事と人権：働く意味、職業差別)
	救急法講習会(1年)	いのちと人権
7月	性に関する指導(1年生LHR)	いのちと人権、思いやりの心
	情報モラル教室	仲間づくり、ルール・マナーと人権
	就労セミナー・職場見学	進路保障(仕事と人権：働く意味)
9月	体育祭	仲間づくり
	マナー講座	ルール・マナーと人権
10月	いじめ問題を考える週間	仲間づくり、いのちと人権
	いじめ問題を考える取組(統一LHR)	仲間づくり
	性に関する指導(2年生LHR)	いのちと人権、思いやりの心
	産業現場等における実習(3年生)	進路保障(仕事と人権：働く意味、職業差別)
	文化祭	仲間づくり
	火災避難訓練	いのちと人権
11月	性に関する指導(2年生LHR)	いのちと人権、思いやりの心
	産業現場等における実習	進路保障(仕事と人権：働く意味、職業差別)
12月	校内人権週間	人権一般、子どもの権利条約
	性に関する指導(1年生LHR)	いのちと人権、思いやりの心
	人権教育講演会(統一LHR)	人権一般、仲間づくり、自己理解
1月	薬物乱用教室(3年生)	いのちと人権
	生徒会役員選挙	子どもの権利条約
2月	生徒総会	子どもの権利条約
	進路ガイダンス	進路保障(仕事と人権：働く意味)
	修学旅行(2年生)	仲間づくり
	性に関する指導(3年生LHR)	いのちと人権、思いやりの心
	母子保健	いのちと人権、思いやりの心
3月	ロードレース大会	仲間づくり
	校外学習	進路保障(仕事と人権：働く意味)

上記以外にも、さまざまな学校行事や活動、教科指導等を通して、意識的に人権の視点を取り入れていくことが、豊かな人権感覚を育む実践につながる。

このような実践の積み上げが、「いじめ」や差別をなくしていく人権文化に満ち溢れた学校づくりにつながっていくと考える。

8 取組状況の点検と検証(PDCA)

いじめ防止対策委員会は、年3回検討会議を開催し、学校基本方針が計画どおりに進んでいるか、事象への対処が適切であったかの点検・評価を行い、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。また、学校関係者評価委員会に報告し、基本方針が機能しているか指導・助言を仰ぎ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法）
 - ・ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合
 児童生徒が自殺を企画した場合・身体に重大な障害を負った場合
 金品等に重大な被害を被った場合・精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安とする。

(2) 重大事態への緊急対応

- 重大事態の報告（校長） 重大事態の認知（学校） ⇒ 県教育委員会 ⇒ 知事

〔いじめ問題等に関する主な相談機関（令和 7 年 3 月現在）〕

相談機関	電話番号	曜日	受付時間
かごしま教育ホットライン 24 (フリーダイヤル) (全国統一ダイヤル) (携帯電話接続可)	0120-783-574 0120-0-78310 099-294-2200	全	24 時間
県総合教育センター 対面面談	099-294-2788	月～金	8:30～17:00(面談 要予約)
中央児童相談所 (鹿児島市桜ヶ丘 6 丁目 12) 〔子ども・家庭 1 1 0 番〕	099-264-3003	月～金	8:30～17:15(電話)
	099-275-4152	月～金	9:00～17:00(面談 要予約) 9:00～22:00(電話)
かごしま子ども・若者総合相談センター	099-257-8230	火～日	10:00～17:00(面談 要予約)
少年サポートセンター(ヤングテレホン)	099-252-7867	月～金	8:30～17:15
精神保健福祉協議会(こころの電話)	099-228-9566	月～金	9:00～12:00
	099-228-9567		13:00～16:30
県精神保健福祉センター (鹿児島市小野 1 丁目 1-1)	099-218-4755	月～金	8:30～17:00(電話) 9:00～17:00(面談 要予約)
鹿児島いのちの電話	0120-783-556	全	24 時間
18 歳までの子どもがかける電話 チャイルドライン	0120-99-7777	月～日	16:00～21:00
県発達障害者支援センター	099-264-3720	月～金	8:30～17:00(面談 要予約)
子ども人権 1 1 0 番 (鹿児島地方法務局)	0120-007-110	月～金	8:30～17:15

10 点検と見直しについて

	学校	P T A (保護者)	学校関係者評価委員会
4月	<p>第1回いじめ防止対策委員会</p> <p>いじめ防止基本方針の策定 (→ホームページに掲載)</p>		
5月	<p>「いじめ問題を考える週間」</p>	<p>P T A 総会</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」「校則関係」の説明</p>	
6月			<p>第1回学校関係者評価委員会</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」「校則関係」の提示</p>
7月		<p>P T A (前期の状況)</p>	
8月	<p>第2回いじめ防止対策委員会</p> <p>取組と実態把握</p>		
9月	<p>実態把握 (無記名アンケート等)</p>		
10月	<p>「いじめ問題を考える週間」 教育相談等</p>		
11月			<p>第2回学校関係者評価委員会</p> <p>・取組状況・実態調査等の説明</p>
12月	<p>いじめ問題への取組に関する評価 (教職員・生徒)</p>	<p>P T A (後期の状況)</p> <p>いじめ問題への取組に関する評価 (保護者)</p>	
1月			
2月	<p>職員会議</p>	<p>全体P T A</p>	
3月	<p>第3回いじめ防止対策委員会</p> <p>点検と見直し 「学校いじめ防止基本方針」の改善案作成 (次年度へ向けて)</p>		<p>第3回学校関係者評価委員会</p> <p>・アンケート結果から取組の点検・評価についての評価 ・見直し等への提言</p>

いじめを認知した担任等は、校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭等に相談し、学校としての対応策を事前に構築して、それぞれの生徒や保護者に対応していく。